事務連絡

各府省庁等法令担当官 殿

内閣官房土地調査検討室

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び 利用の規制等に関する法律案」について(協議)

標記法律案につきまして、別添のとおり協議いたしますので、御質問、御意見等がございましたら、別紙様式に記載のうえ、下記期限までにメールにて下記連絡先まで御提出ください。また、御質問、御意見等を提出される際には、必ず事前に電話にてその旨を御連絡ください。

期限までに御連絡のない場合には、御質問又は御意見等はないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

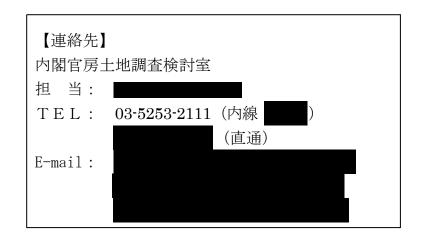
なお、今後の法制局審査において、内容等の変更があり得ますことを御承知 置きくださいますよう、お願いいたします。

記

質問提出期限:令和3年2月9日(火)16時(厳守)意見提出期限:令和3年2月12日(金)16時(厳守)

(今後の予定)

閣議:令和3年3月上旬(予定)



(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案)

目的/基本方針の策定・公表(閣議決定)

- 目的:安全保障の観点から、重要施設(防衛関係施設、海上保安庁の施設及び重要インフラ施設)及び国境離島等の機能を阻害 する土地等の利用を防止
- 基本方針 ① 土地等の利用等に関する調査・規制の基本的方向
 - ② 対象区域の指定の考え方(対象となる施設・離島の類型や対象範囲等)
 - ③ 対象区域内における調査の在り方、規制の基準、手続 等

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域

- 重要施設の周辺:**防衛関係施設、海上保安庁の施設**及び**重要インフラ(政令指定)の周辺**の区域について、告示で個別指定※。 ※原則として、施設敷地の周囲おおむね1,000mの区域を指定することを想定。
- 国境離島等:**国境離島や有人国境離島地域の離島**の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域

- 特定重要施設の周辺:重要施設のうち、特に重要性が高いものの周辺の区域について、告示で個別指定。 例) 司令部機能を有する自衛隊の駐屯地・基地 等
- 特定国境離島等:**国境離島等の土地等のうち、特に重要性が高いものの区域**について、告示で個別指定。 例) 領海基線となる低潮線を有する無人国境離島 等

調査

(注視・特別注視区域共通)

対 象

土地及び建物の所有権、賃借権等

- 調査事項
 - 所有:氏名、住所、国籍等
 - **利用**:利用の実態

追加調査

- 調査手法
- 現地·現況調查
- 不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
- 所有者等からの報告徴収 (罰則担保)
- 関係行政機関が連携した情報分析

調査結果を踏まえた規制

事前届出

(特別注視区域のみ)

事前届出 (売り手・買い手) 所有権移転等の事前届出(罰則担保)

を義務付け、追加調査を実施。 ※一定面積以上の土地等の所有権移転に限定。

- 届出事項
- 氏名、住所
- 目的、土地等の所在、面積 等

報告徴収等を経た 国からの買入れの申出

利用規制

(注視·特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置
- 機能を阻害する利用の中止の 勧告⇒命令 (罰則担保)
- 国への買取り請求(補償的措置)
- 国による買入れ(必要に応じて)

その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置:区域指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- 施行期日 基本方針、審議会等 : 公布から1年を超えない範囲内

区域の指定、調査、利用規制、事前届出等:公布から1年3か月を超えない範囲内

見直し: 法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要に応じて見直しを行う。

重要 施 設 周 辺及 び 国 境離島 等 における土 地 等 0 利用 状況 0) 調 査 及び 利用 0) 規制等に 関する法律案 要綱

第一 目的

こ の 法 律は、 重要施設 設の周 辺 の区域内及び国境 離島等 の区域内にある土地等が 重要施設又は 国境離島

等 \mathcal{O} 機 能 を阻 害す る行 為 \mathcal{O} 用 12 供されることを防 止するため、 基 本 方 針 \mathcal{O} 策定、 注視 区 域 及び 特 別 注 視

区 域 \mathcal{O} 指 定、 注 視 区 域 内 12 あ る 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 状 況 \mathcal{O} 調 査 当該 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 規 制 特 別 注 視 区 域 内 に

あ る 土 地 等 に 係 る 契 約 \mathcal{O} 届 出 等 \mathcal{O} 措 置 に 0 1 て 定 \Diamond Ł 0 て 国 民 生 活 \mathcal{O} 基 盤 \mathcal{O} 維 持 並 び 12 我 が 玉 \mathcal{O} 領 海

等の保全及び安全保障に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

こ の 法 律にお いて 「土地等」とは、 土地及び建物をいうものとすること。

こ の 法 律に お いて 重 要 (施設) とは、 次に掲げ る施設をいうものとすること。

1 自 衛 隊 0) 施 設 並 び に 日 本国 とアメ 、リカ 合衆国 との 間 \mathcal{O} 相 互 協 力及び安全保障 条 約 第 六 条に基づく施

設 及 び 区 域 並 び に 日 本 玉 に お け る合 衆国 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に 関 する協定第二 一条第 項 0 施 設 及 び 区 域 (以 下

「防衛関係施設」という。)

- 2 海上保安庁の施設
- 3 玉 民 生 活 に 関連を有する施設であって、 その機能を阻害する行為が行われ た場合に国 民 生活 に著し

1 支障 を及 ぼ すお そ れが あ ると認め 5 れ る ₽ 0 で 政 令で定 めるも 0 (以 下 「生活関 連 施 設」 とい

う。

- この 法 律に お 1 て 国 境 離 島 等 とは、 次に 撂 げ る 離島 を 7 うものとすること。
- 1 領 海 及 び 接 続 水 域 に 関 す る 法 律 第 条 第 項 \mathcal{O} 海 域 \mathcal{O} 限 界 を 画 す る基準 礎となる基線 同 法 第 二条第

項 に 規定 す る 基 線 を 1 1 同 項 \mathcal{O} 直 線 基 線 \mathcal{O} 基 点 を含い む。 を 有 す る 離 島

2 1 に 撂 げ る ₽ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 有 人 玉 境 離 島 地 域 \mathcal{O} 保 全及び 特定· 有 人国 境 離 島 地 域 に 係 る 地 域社 会の 維 持

12 関 す る特 別 措 置 法 第二条第 項に規定 する有 人国 境 離 島 地 域 を構成す でする離れ 島 (以 下 「有人国 [境離 島

地域離島」という。)

- 兀 ک 0 法 律に お いて 施 設 機 能 とは、 次に · 掲 げ ,る機: 能 をいうものとすること。
- 1 防 衛 関 係 施 設 \mathcal{O} 我 が 国 を防 衛 する た め \mathcal{O} 基 盤 とし て \mathcal{O} 機 能
- 2 海 上 保 安 庁 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 領 海、 排 他 的 経 済 水 域 及 び 大 陸 棚 12 関 す る法 律 第 条第 項 \mathcal{O} 排 他的 経 済 水 域

又 は 同 法第二 条 の大陸棚 (以 下 「 領 海等」という。) の保全に関する活動 の基盤としての機能

3 生活関連施設の国民生活の基盤としての機能

五 ک 0 法 律にお いて 離 島 機能」 とは、 次に掲げる機能をいうものとすること。

域 及 Ţ 大 陸 棚 に 関 する 法 律 第 条 第 項 \mathcal{O} 海 域若 L < は 同 法 第二条第 号 \bigcirc 海 域 \mathcal{O} 限 界 を画 す る 基 礎

としての機能

1

第二

の 三 の

1 に

掲

げげ

る

離

島

 \mathcal{O}

領海

及び

接

続続

水

域に

関

ずす

る法

律

第一条第一

項

 \mathcal{O}

海

域

文は

排他

的経済水

2 有 人 玉 境 離 島 地 域 離 島 \mathcal{O} 領 海 等 \mathcal{O} 保全 及 び 利 用 に 関する 活 動 \mathcal{O} 拠点として \mathcal{O} 機 能

六 内 閣 総 理大 臣 は、 第二 の <u>ニ</u> の 3 0 政令の 制定又 は 改 廃の立案をするときは、 あらか じ め、 土地 等 利 用

状 況 審 議 会の意 見を聴 か なければならない ものとすること。

第二条関係)

第三 基本方針

政 府 は、 重 要 施 設 0 施 設 機 能 及 U 玉 境 離 島 等 \mathcal{O} 離 島 機 能 を阻 害する土地 等 の利 用 の防 止 に関 する基本

的 な 方 針 (以 下 基 本 方針」 とい う。 を定 \Diamond な け れ ば なら ない ものとすること。

基本方針 は、 次に 撂 げ る事 項について定め るものとすること。

重 要 施 設 \mathcal{O} 施 設 機能 及び 国境離 島 等の 離 :島機能を阻害する土地等の 利 用の防 止に関する基本的な方

向

1

2 注 視 区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事 項

3 注 視 区 域 内 にある土地 等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 状 沢等に つい て \mathcal{O} 調 査 に関する基本的な事項

者 を 1 う。 以 下同 $\overset{\text{\tiny Γ}}{\circ}$ に 対 す る勧 告及 び 命 令に 関 する 基 本 的 な 事 項

等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 防 止 に 関 L 必 要 な 事 項 5

1

か

5

4

ま

で

に

掲

げ

る

ŧ

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

ほ

か、

重

要施

設

 \mathcal{O}

施

設

機

能

及

び

玉

境

離

島

等

0

離

島 機

能

を阻害

す

る土

地

4

注

視

区

|域

内

に

あ

る土

地

等

 \mathcal{O}

利

用

者

(所

有

者

又

は

所

有

権

以

外

 \mathcal{O}

権

原

に 基

一づき使

用

若しくは

収

益をする

三 内 閣 総 理大臣 は、 基本方針の案を作成し、 閣 議 の決定を求めなければならないものとすること。

(第三条関係)

第四 注 . 視 区 域 \mathcal{O} 指 定

内 閣 総 理 大 臣 は 重 要 施 設 \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 周 拼 お お む ね 千 メ 1 ル \mathcal{O} 区 . 域 內 及 び 玉 境 離 島等 \mathcal{O} 区 域 内 \mathcal{O} 区 域

で、 そ 0) 区 . 域 内 に あ る土 地等 が .. 当 該 重 要 施 設 \mathcal{O} 施 設機 能 又 は 当 該 玉 境 離 島 等 \mathcal{O} 離 島 機 能 を 阻 害 す る 行 為

 \mathcal{O} 用に供されることを特に防 止する必要が あるものを、 注視区域として指定することができるものとす

ること。

内閣 総 理大臣は、 注視区域を指定する場合には、 あらかじめ、 関係行政機関の長に協議するとともに

土 地等 利 用 状 沢審 議 会 \mathcal{O} 意見を聴か なけ ればならない ものとすること。

三 内 閣 総 理 大 臣 は、 注 視 区 「域を指 定する場合に は、 その旨及びその区域を官報で公示しなければならな

いものとすること。

兀 注 視 区 域 \mathcal{O} 指 定 は、 三による公示によってその 効力を生ずるものとすること。

第五 土地等利用状況調査

内 閣 総 理大臣は、 注 視 区域内 に ある土地等の利用の状況についての調査 (以下「土地等利用状況調査

」という。)を行うものとすること。

(第五条関係)

第六 利用者等関係情報の提供

内 閣 総 理 大 臣 は、 土 地 等 利 用 状 況 調 査 \mathcal{O} ため に . 必 要 が あ る場 合 に お 7 7 は、 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 及 び 関

地 方 公共 寸 体 \mathcal{O} 長その 他 \mathcal{O} 執 行 機関 に対して、 当該 土地等利 用 状 況 調 査 一に係 る注視 区域 内に あ る土 地

係

(第四

条関

係

等 0 利 用 者そ \mathcal{O} 他 0) 関 係 者 に 関する情 報 のうちそ の者 \mathcal{O} 氏 名又は 名称、 住 所そ 0 他 政 令 で定めるも 0) 0

提供を求めることができるものとすること。

関

係

行

政

人機関

の長及び

)関係地-

方

公共団体

 \mathcal{O}

長

その

他

 \mathcal{O}

執行機関は、

による求めが

あっ

たときは、

12 規 定 す る情 報 を提 供 す Ź ŧ 0 とする ŧ \mathcal{O} とすること。

(第六条関係)

第七 報告の徴収等

内 閣 総 理 大 臣 は、 土 地 等 利 用 状 況 調 査 \mathcal{O} た 8) に 必 要 が あ る場 合に お 7 て は、 注 視 区 域 内 に あ る土 地 等

 \mathcal{O} 利 用 者 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関 係 者 に 対 当 該 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 に 関 報 告 又 は 資 料 \mathcal{O} 提 出 を求 \Diamond ることが で 、きる

のとすること。

(第七条関係)

第八 注視区域内に ある土地等 の利 用者に対する勧告及び命令

内 閣 総 理大 臣 は、 注 視 区 域 内 に あ る土地 等 の 利 用 者 が **当** 該 土地等を重要 施設 0 施設機 能 又は 国 境 離 島

等 \mathcal{O} 離 島 機 能 を阻 · 害 す Ź 行 為 \mathcal{O} 用 に供 し、 又 は 供 す る おそ れ が あ ると認っ \emptyset る ときは、 土 地 等 利 用 状 況 審

議 会 \mathcal{O} 意 見 を 聴 1 て、 当 該 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 者 に . 対 し、 当該 土 地 等 を当り 該 行 為 \mathcal{O} 用 に 供 L ないことその他必

要な 措 置 をとるべき旨を勧告することができるものとすること。

内閣 総理大臣は、一による勧告を受けた者が、 正当な理由がなく、 当該勧告に係る措置をとらなかっ

たときは、 当該者に対し、 当該措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

(第八条関係)

第九 損失の補償

内 閣 総 理大 臣 は、 第八の一による勧告又は第八の二による命令 (以 下 「勧告等」という。 を受けた

者 が . 当 該 勧告 等 に 係 る措 置をとっ たことによりそ \mathcal{O} 者 が 損 失を受け、 又 は 他 人に . 損 失を与えた 場 合 に お

1 7 は、 その 損失を受け た者に対して、 通常生ずべ き損失を補償する ものとすること。 ただし、 当 該 勧

告等に係る行為をするについて、 他の法律 (法律に基づく命令及び条例を含む。)で行政庁の許可 その

他 の処分を受けるべきことを定めているもの (当該許可その他 の処分を受けることができない ため に損

失を受けた者に対して、 その損失を補償すべきことを定めているものを除く。) がある場合に お *(*) て、

当 該 許 可 そ 0) 他 \mathcal{O} 処 分 0 申 . 請 が 却 下されたとき、 又は却下されるべ き場合に該当するときにお ける当該

勧 告 I 等 に 係 る措置 に 0 7 7 は、 ک 0) 限 りでないものとすること。

(第九条関係)

第十 土地等に関する権利の買入れ

内 閣 総 理大臣は、 注視区域内 にある土地等について、 その 所有者から勧告等に係る措 置 によ つ て当該

土 地 等 0 利用に著し \ \ 支障を来すこととなることにより当該土地等に関する権利 (土地 \mathcal{O} 所有 権 又 は 建

物 \mathcal{O} 所 有 権 (当該: 建 物 \mathcal{O} 所 有を目的とする地上権又は 土 地 の賃借権を含む。) をいう。 二から 四までに

お 7 て 同 r. を買 ζ) 入れ るべき旨の申 出 が あ 0 た 場 一合に おいては、三による買入れ が 行 わ れ る場合を

除 き、 特 別 \mathcal{O} 事 情 が な 1 限 り、 これを買 **(**) 入れ るも のとするものとすること。

は が たときは、 該 入れ を希望する 機関

当 該 権 利 \mathcal{O} 買 入 れ \mathcal{O} 相 手 方とし て定めることができるものとすること。

内

閣

総

理

大

臣

に

ょ

る

申

出

あ つ

当

権

利

 \mathcal{O}

買

国

の行

政

 \mathcal{O}

長

を、

<u>_</u> 場合に お いて は 当該: |権利の 買入れ の相手方として定められた国の行政機関の長が、 当該権利を

買 V) 入れ るものとするものとすること。

匹 又は三による買入れをする場合における権利の価額は、 時価によるものとするものとすること。

(第十条関係)

第十 特 別 注 視 区 域 \mathcal{O} 指 定

内 閣 総 理大臣 は、 注 視区 仏域に係る る重要施 設が特 定重要施 設 **(重** 要施設のうちその施設機 能が 特 に重要

域 な 機 能 12 ŧ 記を阻 (T) 係る国境 又 はそ 害することが 離 の施設機能を阻害することが容易であるものをいう。 島等が 容易であるもの 特定国 [境離 島等 をいう。 **(国** 境 離 以下同 島 等 のうちその離 ľ である場合には、 島機能 以下同じ。 が特に重要なも 当 該注視区 である場合又は注 \mathcal{O} 一域を、 又は その 特別注 視 離 区 島

内 閣 総 理 大 臣 は、 特 別 注 視 区 |域を指 定する場合には、 あ 5 かじ め、 関 係 行 政 機 関 0 長 12 協 議 するとと

視区域として指定することができるものとすること。

Ł に、 土 地 等 利 用 状 況 審 議 会 \mathcal{O} 意 見 を 聴 か な け れ ば な 5 な 1 Ł 0 とすること。

 \equiv 内 閣 総 理 大 臣 は、 特 別 注 視 区 域 を指 定す る場 合に は そ \mathcal{O} 旨及びその指定に係る注視区域を官報 で公

示しなければならないものとすること。

第十二 兀 特 特 別 別 注 注視区 視区 域 |域内 の指定は、三による公示によってその効力を生ずるものとすること。 における土 一地等に 関する所有 権 等 \mathcal{O} 移転等の 届 出 (第十一 条関係)

特 別 注 視 区 域 内 に あ る土 地 等 へ そ \mathcal{O} 面 積 建 物 に あっ て は、 床 面 積 2 に お *(*) て 同 (C) が二百 平方

メ] 1 ル (建 物 \mathcal{O} 床 面 積 12 あ 0 7 は、 百 平 方 メ] 1 ル を 下 口 5 な 1 範 井 内 . . で 政 令 で定 8 る 規 模 未 満 \mathcal{O}

土 地 . 等 を除 く。 以 下 及び三に お *(*) 、 て 同 U. に関 はする所が 有 権 又 は そ \mathcal{O} 取 得を目的とす る権利 (以 下

所 有 権 等 لح V う。 \mathcal{O} 移 転 又 は 設定 をす うる契約 争 約 を含み、 当 該 契 約 に 係 る土 地 等 に 関 す る 所 有 権

等 \mathcal{O} 移 転 又 は 設 定 を受け る 者 が 玉 地 方 公 共 寸 体 そ \mathcal{O} 他 政 令で定 85 る者 で あ る場 合 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 当 該 契 約 に ょ

る 土 地 等 12 関 す る 所 有 権 等 \mathcal{O} 移 転 又 は 設 定 後 に お 1 て 当 該 土 地 等 が 特 定 重 要 施 設 \mathcal{O} 施 設 機 能 又 は 特 定 玉

境 離 島 等 \mathcal{O} 離 島 機 能 を 阻 害 す る 行 為 \mathcal{O} 用 に 供 さ れ る お そ れ が 少 な 1 ŧ \mathcal{O} とし 7 政 令 で 定 8 る 契 約 で あ る

場 合 を 除 以 下 土 地 等 売 買 等 契 約 と 7 う。 を 締 結 す る 場 合 に は 当 事 者 は 次 12 掲 げ る 事 項 を

内 閣 府 令 で 定 8 るところに ょ ŋ , あ 5 か ľ め、 内 閣 総 理 大 臣 に 届 け 出 な け れ ば な 5 な 1 ŧ \mathcal{O} とす

ځ

1 当 事 者 \mathcal{O} 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ 0 7 は そ \mathcal{O} 代 表 者 \mathcal{O} 氏 名

2 当 該 土 地 等 売買 等 契 約 \mathcal{O} 対 象 とな る 土 地 等 \mathcal{O} 所 在 及 び 面 積

3 該 土 地 等 売 買 等 契 約 \mathcal{O} 目 的 とな る土 地 等 に 関 す る 所 有 権 等 \mathcal{O} 種 別 及 び 内 容

4 当 該 土 地 等 売 買 等 契 約 に ょ る 土 地 等 に 関 す る 所 有 権 等 \mathcal{O} 移 転 又 は 設 定 後 に お け る当 該 土 地 等 \mathcal{O} 利 用

目的

5

1 か ら 4 ま で に 掲 げ る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 内 閣 府 令 で 定 8) る 事 項

は、 民事 調停法による調停その他の政令で定める事由により土地等売買等契約を締結する場合には

、適用しないものとすること。

 \equiv 特別 注 視区 域内にある土地等について、二の事由により土地等売買等契約を締結したときは、 当事者

は、 当 該 土地 等売買等契約 を締結した日から起算して二週間以内 に、 0) 1 か ら5までに掲げ る事 · 項 を

内 閣 府 令で定めるところにより、 内 閣 総 理大臣 12 届 け 出 な け れ ばならない ものとすること。

兀 内 閣 総 理 大 臣 は、 又は三によ る届 出 が あ 0 たときは、 当該 届 出 に係る一 0) 1から5までに 掲 げ る事

項についての調査を行うものとするものとすること。

(第十二条関係)

第十三 土地等利用状况審議会

一 設置及び所掌事務

1

内 閣 府に、 土地等利用状況審議会 (以 下 「審議会」 という。) を置くものとすること。

(第十三条第一項関係)

2 審 議 会は、 次に 撂 げげ る事務 をつかさどるものとすること。

(-)生活関 連 施設 に関し、 第二の六に規定する事 項を処理すること。

(五) (四) (\equiv) 地 等 (--)特 注視 注 か 別 視 \mathcal{O} 5 注 区 利 区 視 (四) 域 用 域 区 内 ま の指定に関 \mathcal{O} 域 で 防 に \bigcirc に あ 止 指定に関し、 掲 に る土地 げ 関 Ĺ る す る t 等の 第四 重 \mathcal{O} 要 \mathcal{O} 利用者に対する勧告に関し、 第十一 事 の二の事 ほ 項 か を 調 重 項を処理すること。 一要 査 審

の二に規定する事 項を処理すること。

第八の一に規定する事項を処理するこ

施 設 \mathcal{O} 施 設 機 能 及 び 玉 境 離 島 等 \mathcal{O} 離 島 機 能 を阻 害する土

議

し、

必

要が

あ

ると認っ

 \emptyset

るときは

内

閣

総 理

大

臣

に 対

Ļ 意見 を 述べ ること。

第十三 条 第二 項 関 係

組 織 及 び委員

1

審 議 会は、 委員 十人以内で組織するものとすること。

第十四条第 項 関 係

2 見を有い 委員 する者のうち は、 法 律、 国 か 際 ら、 情 勢、 内 閣 内 外 総 理 \mathcal{O} 大 社 臣 会経 が 済情 任 命するものとすること。 勢、 土地 等 \mathcal{O} 利 用及び管 理の 動 向等に 関 して 優 れ

第 十五 条 第 項 関 係)

た識

3 委員 \mathcal{O} 任 期 は二年とするものとすること。

第十六条第 項関係)

そ <u>,</u> 他

三

そ (T) 他 審 議 会に つ *(* \ 7 所 要 0 規 定を整備するものとすること。 (第十七条か ら第十 九条ま で と関係)

第十四 他 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規定 に基づく措 置 0 実 施 に関する要求等

内 閣 総 理大 臣 は、 注 視 区 域内 に お 1 て重 要施 設 \mathcal{O} 施 設 機能 又 は 玉 境 離 島 等 \mathcal{O} 離 島 機能 を阻害する土 地

等 \mathcal{O} 利 用 を防 止 す る ため 必 要が あ ると認めるときは、 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 に対 L 施設 機 能 又 は 離 島 機 能

 \mathcal{O} 阻 害 \mathcal{O} 防 止 に 資す る 情 報 \mathcal{O} 提 供をすることができるものとすること。

内

閣

総

理

大

臣

は

注

視

X

域

内

12

お

1

て

重

要

施

設

 \mathcal{O}

施

設

機

能

又

は

玉

境

離

島

等

 \mathcal{O}

離

島

機

能

を

阻

害

す

る

土

地

等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 防 止 を 図 る た 8 に 実 施 L 得 他 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規 定 に 基 づく 措 置 が あ り、 そ \mathcal{O} 防 止 を 図 る た め、

る

該 措 置 が 速 Þ か に 実施されることが必要であると認めるときは、 当該 措 置 0 実 施 に . 関 す る 事務 を所掌 す

る 大臣に · 対し、 当該 措 置 \mathcal{O} 速やか な実施を求めることができるものとすること。

三 内 閣 総 理大臣 は、二に ょ り 措 置 \mathcal{O} 速 やか な実施 を求めたときは、二の大臣に対し、 当 該 措 置 \mathcal{O} 実 施状

況 に つ V) て 報 告を求 めることができるものとすること。

第二十 · 条 関 係)

第十五 関 係 行 政 機 関等 \mathcal{O} 協 力

内 閣 総 理 大 臣 は、 こ の 法 律 0) 目 的 を達成するため必 要が あると認めるときは、 関係 行 政 機関 0 長 及び

当

関 係 地方公共団体の長その他 の執行機関に対し、 資料の提供、 意見の開陳その他の協力を求めることが

できるものとすること。

(第二十一条関係)

第十六 国による土地等の買取り等

玉 は、 注視 区 域 内に あ る土地等であって、 重要施設 の施設機能 又は 国境離島等の離 島 機 能 を 阻害する

行 為の 用 に供 されることを防 止 す るた 8 玉 が 適 切 な管理 を行う必 要が あ ると認っ 8 5 れ る ŧ \mathcal{O} に 0 7 ては

当 該 土 地 等 \mathcal{O} 所 有 権 又 は 地 上 権 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 使 用 及 び 収 益を目的とする権利 \mathcal{O} 買 取 り その 他 \mathcal{O} 必 要 な 措置

を講ずるよう努めるものとするものとすること。

(第二十二条項関係)

第十七 その他

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、 内閣府令で定めるものとする

こと。

(第二十三条関係)

第十八 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとすること。

(第二十四条から第二十七条まで関係)

第十九 附則

この法律は、 公布の日から起算して一年三月を超えない 範囲内にお いて政令で定める日から施行する

ŧ のとすること。 ただし、 第二条六項、第二章、 第五章及び第二十三条並びに附則第三条及び第四 条の

規定は、 公 布 の 日 から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 から施行するものとする

こと。

附 則 第一条関係)

政府は、 この法律の施行後五 年を経過 した場合において、この法律の施 行の状況につい て検 討を加え

必 要が あると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものとすること。

向 附 則 第二条関 係

(附則第三条及び第四条関係)

三

関係法律について所要の改正を行うものとすること。

目次

第一章 総則(第一条·第二条)

第二章 基本方針 (第三条)

第三章 注視区域(第四条—第十条)

第四章 特別注視区域 (第十一条・第十二条)

第五章 土地等利用状況審議会(第十三条—第十九条)

第六章 雜則 (第二十条—第二十三条)

第七章 罰則(第二十四条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一 条 この 法律 は、 重要施設 設 \mathcal{O} 周 辺 の区 域 内 及び国語 境離 島 等 \mathcal{O} 区 域内にある土地 等が 重要施設又は 国境離

島 等 \mathcal{O} 機 能 を 阻 害 す る 行 為 \mathcal{O} 用 に 供 され ることを防 止 す る ため、 基 本 方 針 \mathcal{O} 策 定、 注 視 区 域 及 び 特 別 注 視

区 域 \mathcal{O} 指 定 注 視 区 域 内 に あ る土 地 等 \mathcal{O} 利 用 状 況 \mathcal{O} 調 査 当 該 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 規 制 特 別 注 視 区 域 内 に あ

る土 地 等 に 係 る 契 約 \mathcal{O} 届 出 等 \mathcal{O} 措 置 に 0 1 て 定 \Diamond ŧ 0 7 玉 民 生活 \mathcal{O} 基 盤 \mathcal{O} 維 持 並 び に 我 が 玉 \mathcal{O} 領 海 等 \mathcal{O}

保全及び安全保障に寄与することを目的とする。

(定義等)

第 条 \mathcal{O} 法 律 12 お 1 て 土 地 等」 とは 土 地 及 び 建 物 を 1 う。

2 \mathcal{O} 法 律 に お 1 7 重 要 施 設 لح は 次 に 掲 げ る 施 設 を 1 う。

自 衛 隊 \mathcal{O} 施 設 並 び に 日 本 玉 کے ア X IJ 力 合 衆 玉 لح \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 相 互 協 力 及 び安 全 保 障 条 約 第 六条 に 基づ 施 設

及 び 区 域 並 び 12 日 本 玉 に お け る 合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 12 関 する協 定第二条第 項 0 施 設 及び X 域 (第 几 項 第

号において「防衛関係施設」という。)

一 海上保安庁の施設

 \equiv 玉 民 生 活 に 関 連 を 有 す る 施 設 で あ 0 て、 そ \mathcal{O} 機 能 を 阻 害 す る 行 為 が 行 わ れ た 場 合 12 玉 民 生 活 に 著 L 7

支障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る と認 8 5 れ る Ł 0 で 政 令で定 め る ŧ \mathcal{O} 第四 項 第三 号 及び 第十三条第二 項 第

一号において「生活関連施設」という。

ک 0) 法律 に お 1 7 \neg 玉 境 離 島等」 とは、 次に 掲げる離 島 を う。

3

領 海 及 び 接 続 水域 E 関する法 律 昭昭 和 五 十二年 法律 :第三十1 号) 第一 条 第 項 の海 域 の限 界を画する基

礎 となる 基 線 同 法 第二条 第 項に規 定す Ź 基線 を 1 \ \ 同 項 \mathcal{O} 直 線 基 線 \mathcal{O} 基 点を含む む。 を有す る離

島

前 号 に 掲 げげ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 有 人 玉 境 離 島 地 域 \mathcal{O} 保 全 及 び 特 定 有 人 玉 境 離 島 地 域 に 係 る 地 域 社 会 \mathcal{O} 維 持

12 関 す る 特 別 措 置 法 平 成二 $\overline{+}$ 八 年 法 律 第三十三号) 第二 条 第 項 に 規 定 す Ź 有 人 国 境 離 島 地 域 を 構 成

す る 離 島 (第 五. 項 第 一号に お ** \ 7 有 人 玉 境 離 島 地 域 離 島 という。

ک \mathcal{O} 法律 12 お ** \ 7 施 設機 能」 とは、 次に 掲 げ る機 能 を ١ ر 、 う。

4

防 衛 関 係 施 設 \mathcal{O} 我 が 国 を 防 衛 す るた 8) 0) 基 盤 とし て \mathcal{O} 機 能

海 上 保 安庁 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 領 海、 排 他 的 経 済 水 域 及 び 大 陸 棚 に 関 す Ś 法 律 平 成 八 年 法律 :第七 十四四 号) 第

条 第 項 \mathcal{O} 排 他 的 経 済 水 域 又 は 同 法 第二 条 \bigcirc 大 陸 棚 次 項第二号に お 7 7 領 海 等」 という。 \mathcal{O} 保全

に関する活動の基盤としての機能

三 生 活 関 連 施 設 \mathcal{O} 玉 民 生活 の基盤とし て \mathcal{O} 機 能

5 ک \mathcal{O} 法律 に お 7 て _ 離 島機 能」 とは、 次に 掲 げる機能をいう。

第三 項第一 号に掲げる離 島 \mathcal{O} 領 海 及び接続水域に 関する法律第 一条第 項の海域又は排他的経済水域

及び大陸 棚 12 関 する法 律 第 条第二項 \mathcal{O} 海域若しく は 同 法第二条第 号 \mathcal{O} 海 域 \mathcal{O} 限 界 を画 す る基礎とし

て \mathcal{O} 機 能

有 人 玉 境 離 島 地 域 離 島 \mathcal{O} 領 海 等 \mathcal{O} 保 全及 び 利 用 に 関 する活 動 \mathcal{O} 拠 点とし て \mathcal{O} 機 能

内 閣 総 理 大臣 は 第 項 第 号 \mathcal{O} 政 令 \mathcal{O} 制 定 又 は 改 廃 \mathcal{O} <u>\frac{1}{2}</u> 案をするときは、 あ 5 カゝ じ め、 土 地 等 利 用

況 審 議 会 \mathcal{O} 意見、 を 聴 か な け れ にばなら な

6

第二章 基本 方針

第三条 政府 は、 重 要施 設 \mathcal{O} 施 設機 能及び 国境離 島等の 離 島 [機能 を阻害する土地等の利 用 の防止に関する基

本 的 な方 針 (以下この 条 に お **,** \ て 基 本 方針」 という。)を定 8 なけ れば ならな \ <u>`</u>

2 基 本 方 針 は、 次 に 撂 げ る 事 項 に 0 7 て 定 8 る ŧ のとする。

重 要 施 設 \mathcal{O} 施 設 機 能 及 び 玉 境 離 島 等 \mathcal{O} 離 島 機 能 を 阻 害す る土 地 等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 防 止 に関 する基 本的 な方向

状

注 視 区 域 及 び 特 別 注 視 区 域 \mathcal{O} 指 定に 関する基本 的 な 事 項

三 注 視 区 域 內 に ある 土 地等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 状 況等につ ١ ر て \mathcal{O} 調 査 に 関する基本的 な事

項

兀 注 視 区 域内 に ある土 地等 \mathcal{O} 利 用 者 (所· 有者又は 所有 権 以 外 \mathcal{O} 権 原 に基づ き使用若 しくは収益をする者

を **,** \ う。 以下 同 () () に 対する勧告及び 命 令に 関す る 基本 的 な事 項

の防止に関し必要な事項

五

前

各号

に

撂

げ

るも

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

ほ

か

重

要

施

設

 \mathcal{O}

施

設

機

能

及

び

玉

境

離

島

等

 \mathcal{O}

離

島

機

能

を阻

害する土

地等

の利

用

3 内 閣 総 理 大 臣 は 基 本 方 針 \mathcal{O} 案 を 作 成 し、 閣 議 \mathcal{O} 決 定 を 求 \Diamond な け れ ば な 5 な

4 内 閣 総 理 大 臣 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 にこ よる閣 議 \mathcal{O} 決 定 が あっ たときは、 遅滞なく、 基本方針を公表しなければ

ならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 注視区域

(注視区域の指定)

第四 条 内 閣 総 理 大 臣 は 重要 施 設 0) 敷 地 \mathcal{O} 周 井 お お む ね 千 メー 1 ル \mathcal{O} 区 域 内 及 び 玉 境 離 島 等 \mathcal{O} 区 域 內 0 区

域で、 その 区 域内 にある土 地 等が当 該 重 要 施 設 0) 施 設 機 能又は 当該 玉 境離 島 等 0 離 島 機 能を阻害す る行為

 \mathcal{O} 用 に 供されることを特に防 止する必要 が あるも のを、 注 視 区 一域とし て指定することができる。

2 内 閣 総 理 大臣 は、 注視 区域を指定する場合に は、 あら カゝ じ め、 関 係 行政 機 関 \mathcal{O} 長に協議するとともに、

土 地 等 利 用 状 況 審 議 会 \mathcal{O} 意 見 を聴 か なけ れ ば なら な \ <u>`</u>

3 内 閣 総 理 大 臣 は 注 視 区 域 を指 定する 場 合 に は、 そ *(*) 旨 反 び その 区 域を官報 で公示 L なけ れば ならない。

4 注 視 区 域 \mathcal{O} 指 定 は、 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 公示 に ょ 0 てそ \mathcal{O} 効 力 を 生 ず る。

5 内 閣 総 理 大臣 は 第 \equiv 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 公示 をし たとき は、 速 Þ かに、 そ \mathcal{O} 指定され た区 域 えその 他 内 閣 府

令で、 定め る 事 項 を 関 係 地 方公 共 寸 体 \bigcirc 長 に 通 知 L なけ れ ばなら ない。

6 第 二項 か ら前 項 まで \mathcal{O} 規 定 は、 注 視 区 域 \mathcal{O} 指 定 0 解 除 及びそ の区域 の変更について準用する。 この場合

12 お 1 て、 注視 区 域 0) 指 定 \mathcal{O} 解 除 に つ 7 7 準 用するときは、 第三項中 「その旨及びその 区 |域 とあ り、 及

び 前 項 中 そ \mathcal{O} 指 定され た区 一域その 他 内 閣府令で定める事 項」 とあるのは、 「その旨」 と 読 み替えるも 0)

とする。

(土地等利用状況調査)

第 五 条 内 閣 総 理 大 臣 は 注 視 区 域 内 に あ る土 地 等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 状 況 に 0 7 て 0) 調 査 (次条第 項 及び第七条に

おいて「土地等利用状況調査」という。)を行うものとする。

(利用者等関係情報の提供)

第六 条 内 閣 総 理 大 臣 は 土 地 等 利 用 状 況 調 査 \mathcal{O} た \Diamond に 必 要が あ る場 合に お ** \ て は、 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 及び

等 \mathcal{O} 利 用 者 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関 係 者 に 関 す る 情 報 \mathcal{O} うち そ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 氏 名 又 は 名 称 住 所 そ \mathcal{O} 他 政 令 で定 8 る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 提

供を求めることができる。

関

係

地

方

公

共

寸

体

 \mathcal{O}

長

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

執

行

機

関

12

対

L

て、

当

該

土

地

等

利

用

状

況

調

査

に

係

る注

視

区

域

内

12

あ

る

土

地

2 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 及 び 関 係 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 長 そ 0 他 の執 行 機関 は、 前 項 0 規定による求めが があっ たとき

は、同項に規定する情報を提供するものとする。

(報告の徴収等)

第七 条 内 閣 総 理 大 臣 は、 土 地 等 利 用 状 況 調 査 \mathcal{O} た \emptyset に 必 要 が あ る場 合 に お V) て は、 注 視 区 域 内 に あ る土 地

等 \mathcal{O} 利 用 者 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関 係 者 に 対 し、 当 該 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 に 関 L 報 告又 は 資 料 \mathcal{O} 提 出 を求 めることができる。

注 視 区 域 内 に あ る土 地 等 \mathcal{O} 利 用 者 に 対 す る勧 告 及 び 命 令)

第 八 条 内 閣 総 理 大 臣 は 注視 区 域 内 に あ る土 地 等 \mathcal{O} 利 用 者 1 が 当: 該 土 地 等を 重 要施 設 0) 施 設 機 能 又 は 玉 境 離

島 等 \mathcal{O} 離 島 機 能 を 阻 害 す る行 為 \mathcal{O} 用 に 供 又 は 供 す Ś おそれ が あると認 めるときは、 土 地 等 利 用 状 況 審

議 \mathcal{O} 意 見 を聴 1 て、 当 該 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 者 に 対 Ļ 当 該 土地等を当該 行為 \mathcal{O} 用 に 供 L な いことその 他 必 要

な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内 閣 総 理 大臣 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る勧 告を受 つけた 者 が 正 当 な理 由 が なく、 当該: 勧 告に係 る措 置 をとら

な か 0 た きは 当 該 者 に 対 Ļ 当 該 措 置をとるべきことを命ずることが できる

(損失の補償)

第 九 条 内 閣 総 理 大 臣 は 前条 第 項 \mathcal{O} 規定による勧告又は 同 条第二 項 の規定による命令 (以 下 この 項 及び

次 条 第 項 12 お 11 7 「 勧 告等」 という。 を受けた者 が当該は 勧 告等に 係 る措置をとったことによ り そ 0 者

が 損 失を受 け、 又 は 他 人に損 失を与えた場合に お 1 ては、 そ \mathcal{O} 損 失を受けた者に 対 し て、 通 常常 生ず べ き損

失をは 補 遺す る。 ただし、 当 該 勧 告等に係 る行為をするに つい て、 他 \mathcal{O} 法 律 法 律 に 基 づ < 命 令 及び 条 例 を

含む。 で 行 政 庁 \mathcal{O} 許 可 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 処 分を受け るべ きことを定 \Diamond 7 7 る ŧ \mathcal{O} **当** 該 許 可 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 処 分 を受け

ることができな 1 ため に 損 失を受け た者に対 して、 その損 失を補 償 すべきことを定 め て 1 る ŧ \mathcal{O} を除 **\bar{\circ}**

が . ある場. 一合に お いて、 当該 許 可 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 処分 0 申 請 が 却下されたとき、 又は 却 下されるべき場合に該 当

す Ś ときに お ける当該 勧 告等 に係 る措 置 に つ **,** \ て は)) \mathcal{O} 限 りでな

2 前 項 \mathcal{O} 規 定によ る損 失 \mathcal{O} 補 償 に 0 () て は 内 閣 総 理 大臣 . と損. 失を受けた者が協 議 Ĺ なけれ んばなら な

3 前 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る協 議 が 成 <u>\frac{1}{1}</u> L な 1 場 合 12 お ** \ て は、 内 閣 総 理大臣 又 は 損 失を受け た者 は、 政 令で 定 め

るところに ょ り、 収 用 委 員 会 に 土 地 収 用 法 昭昭 和二十六 年 法 律 第二百 + 九 号) 第 九 + 匹 1条第 項 \mathcal{O} 規 定 に

よる裁決を申請することができる。

(土地等に関する権利の買入れ)

第十 条 内 閣 総 理 大 臣 は 注 視 区 域 内 に あ る土 地 等につ ر ر て、 その 所有者か 5 勧告: 等 に 「係る措 置 に ょ 0 7 当

該 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 に 著 L **(**) 支障 を来すこととなることによ り当 該 土 地 等に関 す Ź 権 利 主 地 \mathcal{O} 所 有 権 又 は 建

物 \mathcal{O} 所 有 権 **(当** 該 建 物 \mathcal{O} 所 有 を目的 ことす る地・ 上 権 又は土は 地 0) 賃 (借権) を含い む。 を () 、 う。 以 下 \mathcal{O} 条 に お 1

7 同 じ。) を買 7) 入 れ るべ き旨 \mathcal{O} 申 出 が あ 0 た 場 合 に お 7 て は、 第三 項 0 規 定に よる買 入れ が 行 わ れ る場

合を除 き、 特 別 \mathcal{O} 事 情 が な 1 限 り、 れ を 買 1 入 れ る ŧ \mathcal{O} とする。

内 閣 総 理 大 臣 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に よる申 出 が あ 0 たときは、 当 該 権 利 \mathcal{O} 買 入 れ を 希望、 する国 0) 行 政 機 関 0

2

長を、当該権利の買入れの相手方として定めることができる。

3 前 項 \mathcal{O} 場 合に お 7 て は 当 該 権 利 \mathcal{O} 買 入れ \mathcal{O} 相手方として定められた国 |の行政 機 関 \mathcal{O} 長 が、 当該権利を

買い入れるものとする。

4 第 項 又 は 前 項 \mathcal{O} 規 定による買 入れをする場 合における権 利 \mathcal{O} 価 額 は、 時 価 によるも のとする。

第四章 特別注視区域

(特別注視区域の指定)

第 + 条 内 閣 総 理 大 臣 は、 注 視 区 域 に係 る 重 要 施 設 が 特 定 重 要 施 設 重 要 施 設 0 うち そ \mathcal{O} 施 設 機 能 が 特 に

重 要 な ŧ \mathcal{O} 又 は そ \mathcal{O} 施 設 機 能 を阻 害することが 容易で あ るも \mathcal{O} をい う。 次条 第 項 に お 7 7 同 で あ

る場 合又 は 注視 区 域 12 係 る国 境 離 島 等が 特定国 境 離 島 等 **(国** 境 離 島 等 のうち そ 0 離 島 機 能 が 特 に 重 一要な ŧ

該 注 視 区 域 を、 特 別 注 視 区域 とし て 指· 定することができる。

 \mathcal{O}

又

は

そ

0)

離

島

機

能

を

阻

害することが

容易であ

る

ŧ

0

を

7

う。

同

項に

お

7

7

同

ľ

である場合に

は、

当

2 内 閣 総 理 大 臣 は 特 别 注 視 区 域 を 指 定 する場 合 に は、 あら か じ め、 関 係 行 政機 関 \mathcal{O} 長に協 議するととも

に、 土 地 等 利 用 状 況 審 議 会 \mathcal{O} 意 見 を 聴 か な け れ ば な 5 な

3 内 閣 総 理 大臣 は 特 別 注 視 区 域 を指 定する場合に は、 そ (T) 旨及びその指 定に係る注 視区域を官報 で公示

L な け れ ば なら な

4 特 別 注 視 区 域 \mathcal{O} 指定 は、 前 項 \bigcirc 規定による公示によってその効力を生ずる。

大臣 公示 たときは、 に、 る注

閣 府 令 で 定 8 る 事 項 を 関 係 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 長 に 通 知 L な け れ ば な 5 な 1

5

内

閣

総

理

は

第三

項

 \mathcal{O}

規

定

に

よる

をし

速

B

か

そ

 \mathcal{O}

指

定

に係

視

区域その

他

内

6 第 項 か 5 前 項 ま で \mathcal{O} 規 定 は 特 別 注 視 区 域 \mathcal{O} 指 定 \mathcal{O} 解 除 に 0 1 7 潍 用 す る。 この 場 合 に お 1 て、 第三

令で 定 め る 事 項」 とあ る 0 は 「そ の旨」 と 読 み替える ものとする。

7

特

别

注

視

区

.域として指定された注視区

域

E

つ

ζ,

てその指

定

が

解除

され、

又は

そ

の区域

が変更されたとき

項

中

「そ

 \mathcal{O}

旨

及

び

そ

 \mathcal{O}

指

定

に

係

る

注

視

区

域

لح

あ

り、

及

び

前

項

中

「そ

 \mathcal{O}

指

定

に

係

る

注

視

区

域

そ

 \mathcal{O}

他

内

閣

府

は、 当 該 特 別 注 視 区 域 は、 第二 項 か 5 第 几 項 まで これ 5 $\overline{\mathcal{O}}$ 規 定を 前 項 E お 1 て 準 用 す る場合を含む。

 \mathcal{O} 規 定 12 カン か わ 5 ず、 そ れぞ れ、 そ \mathcal{O} 指 定 が 解 除 され、 又 は 当 該 変 更 後 \mathcal{O} 注 視 区 域 \mathcal{O} 区 域 に 変更されたも

 \mathcal{O} とみ 、なす。 \mathcal{O} 場 合 12 お 1 て、 内 閣 総 理 大 臣 は、 そ \mathcal{O} 旨 を 官 報 で 公 示 L な け れ ば な 5 な

特 別 注 視 区 域 内 に お け る土 地 等 に 関 す る 所 有 権 等 \mathcal{O} 移 転 等 \mathcal{O} 届 出

第十二条 二百 係る 権 未満 利 平方 土 \mathcal{O} (以 下 土 地 等 地 メ 特 等を除 : の に 別 注 関 1 項 視 す ル < o る に 区 (建 域 所 お 内 ** \ 以 物 有 下この て に 権 \mathcal{O} 等 床 あ 「所 る土 面 \mathcal{O} 移 有 積 項及び第三 に 転 権 地 等」 等 又 あ って は (そ という。 設定を受け 項に は、 \mathcal{O} 面 百 お 積 平 1 全建 る者 \mathcal{O} 7 方 移 同 X 物 じ。 ・ に が 転 あ 玉 又 1 は 0 ル 7 地 設 に 定 関 を下 方 は、 をす 公 す る □ 共 床 Ź 。 ら 団 所 面 体 契 有 な 積。 約 そ 権 1 範 第二 又は \mathcal{O} 争 他 进 号 約 そ 内 政 を含み、 に 令 で \mathcal{O} で定 政 お 取 得 令で定め 7 て 同 \Diamond を目的とする 当 る者 該 ľ 契 る規 で 約 あ 模 に が る

 \mathcal{O} 場 で 定 施 合 8 設 そ を 締 る契 \mathcal{O} 機 結 他 能 する場合に 約 当 又 で 該 は あ 特 契 る場 定 約 に 玉 合を除っ は 境 ょ 離 る 当 土 島 事者 <_ 地 等 等 \mathcal{O} は、 以 12 離 下 関 島 次に $\sum_{}$ 機 す 0) 能 る 条 掲げ を 所 及び 阻 有 る事 害 権 第二 等 す 項を、 る \mathcal{O} + 行 移 五. 為 転 条 内 \mathcal{O} 又 第 閣 用 は 府 に 設 号に 令で定めるところにより、 定 供 さ 後 お れ に 7 る お 7 1 お て当 そ 土 れ 該 地 が 等 少 土 売 な 地 買 等 1 等 ŧ が 契約」 特 あらかじめ、 \mathcal{O} 定 重 という 7 要 施 政 設

内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 当 事 者 \mathcal{O} 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 K あ 0 て は、 そ 0) 代 表 者 \mathcal{O} 氏 名
- 当 該 土 地 等 売 買 等 契 約 \mathcal{O} 対 象 کے な る土 地 等 \mathcal{O} 所 在 及 び 面 積
- \equiv 当 該 土 地 等 売 買 等 契 約 \mathcal{O} 目 的 とな る土 地 等 12 関 す る 所 有 権 等 \mathcal{O} 種 別 及 び 内 容

目

的

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 は、 民事 調 停 法 (昭 和 三十六 年 法 律 第二百二十二号) による 調停その 他 \mathcal{O} 政 令で定め る事 由

に ょ ŋ 土 地 等売 買 等契 約 を締 結 す る場 合 に は 適 用 L な

3 特 別 注 視 区 域 内 に あ る土 地 等 に 0 1 て、 前 項 12 規 定 す る 事 由 12 ょ り 土 地 等 売買 等 契 約

当 事 者 は 当 該 土 地 等 売 買 等 契 約 を 締 結 L た 日 か 5 起 算 て二 週 間 以 内 に、 第 項 各号に 掲 げ る 事 項 を

内 閣 府 令 で定め るところに ょ り、 内 閣 総 理 大 臣 に 届 け 出 な け れば な 5 な 1

4 内 閣 総 理 大臣 は 第 項 又 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に よる届 出 が あ 0 たときは、 当 該 届出に係る第一 項各号に掲げ

る事項についての調査を行うものとする。

第 六条及 び 第 七 条 \mathcal{O} 規 定 は 前 項 \mathcal{O} 規 定による調 査 に つい 7 準 用する。

5

第五章 土地等利用状況審議会

(土地等利用状況審議会の設置)

を締

結

L

たときは

第十三条 内閣府 に、 土 地等利 用状 況審議会 (以 下 「審議会」という。) を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

生活関 連 施設に関 し、 第二条第六項に規定する事 項を処理すること。

注視 区 域 \mathcal{O} 指 定に関 Ļ 第四 条第二項 同 条第六項にお ١ ر て準用する場合を含む。) に規定する事項

を処理すること。

三 注 . 視 区 域 内 に あ る 土 地 等 の利 用者 に 対する勧告に 関 し、 第 八条第 項に 規定する 事 項 を処理すること。

兀 特 別 注 視 区 域 \mathcal{O} 指 定に 関 し、 第十 条第 項 (同 条第六項に お 7 て準 用 する場合を含む。) に 規定す

る事項を処理すること。

五 前各号に掲げるも ののほ か、 重要施 設の施設機能及び国境離島等の離 島機能を阻害する土地等 \mathcal{O} 利用

 \mathcal{O} 防 止に 関する重要事 項を調査 審議 Ļ 必要があると認めるときは、 内閣総理大臣に対し、 意見を述べ

ること。

(組織)

第十四条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 審 議会に、 専門 \mathcal{O} 事 項を調査させるため必要があるときは、 専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十五 条 委員は、 法律、 国際情勢、 内外の社会経済情勢、 土地等の利用及び管理の動 向等に関して優れた

識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専 門委員 は、 前 条第 項 \mathcal{O} 専門 \mathcal{O} 事 項 に関 L て 優 れた識見を有する者のうちから、 内閣 総理大臣

いが任

命

する。

(委員の任期等)

第十六条 委員 0 任 出期は、 二年とする。 ただし、 補欠の 委員 の任期は、 前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専 門委員 は、 その者 の任命に係る第十四条第二項の専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任さ

れるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第十七条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(資料の提出等の要求)

3

会

長

に

事

故が

あ

るときは、

あ

5

か

でじめ

その指

名する委員が、

その職

務を代理する。

第 +八 条 審 議 会 は そ \mathcal{O} 所 掌 事 務 を遂 行 するた x) 必 要 が あ ると 認 めるときは、 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 に 対

資 料 \mathcal{O} 提 出 意 見 \mathcal{O} 表 明、 説 明 そ \mathcal{O} 他 必 要 な 協 力 を求 \Diamond ることができる。

(政令への委任)

第 +九 条 ک \mathcal{O} 法 律 12 定定め るも \mathcal{O} 0 ほ か、 審 議 会に関 L 必 要な事 項は、 政令で定める。

第六章 雑則

他 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規 定 に基づく 措 置 \mathcal{O} 実施 に 関する 要求 等)

第二十 条 内 閣 総 理 大臣 は、 注 視 区 域 内 に お 7 7 重 要 施 設 \mathcal{O} 施 設 機 能 又 は 玉 境 離 島 等 \mathcal{O} 離 島 機 能 を 阻 害 する

土 地 等 \mathcal{O} 利 用 を 防 止 す る た \Diamond 必 要 が あ ると認い 8 るときは 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 に 対 し、 施 設 機 能 又 は 離 島 機

能 \mathcal{O} 阻 害 \mathcal{O} 防 止 に 資 す る 情 報 \mathcal{O} 提 供 をすることができる。

2 内 閣 総 理 大臣 は 注 視 区 域 内 に お *(* \ 7 重 要施 設 \mathcal{O} 施 設 機 能 又 は 玉 境 離 島 等 \mathcal{O} 離 島 機 能 を阻 害する土 地 等

 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 防 止 を図 「るた 8) に実施 し得る他 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規定に基づく 措置 が あ り、 そ \mathcal{O} 防 止 を 図るため、 当 該 措

置 が 速 B か に実施されることが必要であると認めるときは 当 該 措置 の実施 に関 はする事 務を所掌す んる大臣

に 対 し、 当 該 措 置 \mathcal{O} 速 B か な 実 施 を 求 めることができる。

3 内 閣 総 理 大 臣 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 同 項 \mathcal{O} 措 置 \mathcal{O} 速 Þ カン な実 入施を

求 めたときは、 同 項 の大 臣 . [] 対 当

該 措 置 \mathcal{O} 実 施 状 況 に 0 1 て 報 告 を求 \emptyset ることが できる。

(関係行政機関等の協力)

第二十 一条 内 閣 総 理大 、臣は、 この 法 律 \mathcal{O} 目 的 を 達成するため 必 要が あ ると認めるときは、 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O}

長及び関係 地 方 公 4世団 体の 長その 他 0 執 行機関 に対 資料 0 提供、 意見 (T) 開 陳 その 他 \mathcal{O} 協 力を求 め るこ

とができる。

国による土地等の買取り等)

第二十二条 玉 は 注 視 区 域 内 12 あ る 土 地 等で、 あ って、 重 要 施 設 \mathcal{O} 施 設 機 能 又 は 玉 境 離 島 等 \mathcal{O} 離 島 機 能 を阻

害する行 為 \mathcal{O} 用 12 供 さ れ ることを防 止 す るた め 玉 が 適 切 な 管 理 を行 う 必要 が あ る と認 め 5 れ る Ł \mathcal{O} に 0 7

7 は、 当該 土地 等 0 所 有 権 又 八は地上: 一権そ 0 他 \mathcal{O} 使用 及び収益を目的とする権利 0 買 取 りその 他 <u>(</u>) 必要な措

置を講ずるよう努めるものとする。

(内閣府令への委任)

第二十三条 この 法 律に定め る もの \mathcal{O} ほ か、 こ の 法律 \mathcal{O} 実施 心のため 必要な事 項 は、 内 閣 府令で定める。

第七章 罰則

第二十 兀 条 第八 条 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に よる命 令に 違 反 L た場 %合には、 当該 違 反行 為を した者 は、 二年 以 下 \mathcal{O}

役若 しく は <u>一</u>百 万 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 に 処 Ļ 又 は $\sum_{}$ れ を併 科 す る。

五. 条 次 の 各号の **,** \ ず れ かに該当す る場合には、 当 該 違反行為をし た者は、 六月以下の懲役又は 百 万

円以下の罰金に処する。

第十二 条第 項 0 規定に 違反して、 届出をしない で土地等売買等契約を締結 したとき。

第十二条第三 項 \mathcal{O} 規 定 に 違反して、 届 出 を L な か 0 たとき。

 \equiv 第十二条第 項 又 は 第三 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 届 出 に 0 ** \ て、 虚 偽 \mathcal{O} 届 出 を L たとき。

第二十六条 第七条 (第十二条第 五. 項 E お 7 · て 準 用 する場 合を含む。 以下この 条に お 7 て 同 r. 0) 規 定に

懲

ょ る 報告若 しく は 資 料 0) 提 出をせず、 又 は 第 七 条 \mathcal{O} 規定による報告若 しく は 資 料 \mathcal{O} 提 出 に 0 1 て 虚 偽 \mathcal{O} 報

告をし、 若しくは 虚 偽 \mathcal{O} 資料を提出 した 場合に は、 当 該 違 反行為をした者 は、 三十万円 以下 \mathcal{O} 罰 金 12 処 す

る。

第二十七 ~ 条 法 人 \mathcal{O} 代 表 者 又 は 法 人若しく は 人の 代 理 人、 使 用 人そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 従 業者 が、 そ \mathcal{O} 法 人 又 は 人 \mathcal{O} 業務

に . 関 前 三 条 \mathcal{O} 違 反 行為を したときは、 行為者 を罰 す る ほ か、 そ \mathcal{O} 法 人又 は 人に 対 L 7 各 本 条 \mathcal{O} 罰 金 刑

を科する。

附則

(施行期日)

第 条 この 法 律 は、 公 布 0 日 から起算し て一年三月を超えな い範囲・ 内 に お 7 て政 令で定める日 か 5 施 行 す

る。 ただし、 第二 一条第 六 項、 第二 章、 第 五 章 及 び第二十三条 並 び に 附 則 第三 一条及 び 第 匹 条 \mathcal{O} 規 定 は、 公布

 \mathcal{O} 日 カ 5 起 算し て 年 を 超 え な V) 範 囲 内 に お 7 て 政 令で定め る 日 か 5 施 行 す Ź.

(検討)

第二条 政 府 は、 ک \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 五. 年 を 経 過 L) た場: 合 に お 7 て、 こ の 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状 況 に つ 1 · て 検 討 を加

え、 必 要 が あると認めるときは、 その結果に基づ ٧Ì て必 要な措置 置 |を講ずるものとする。

内 閣 法 \mathcal{O} 部 改 正

第三条 内 閣 法 昭昭 和二十二 年 法律 第 五. 号) の <u>-</u> 部を次の のように改正する。

第 + 七条 第二 項 第一 号 中 「安 全保障 \mathcal{O} 下 に 「次号及び」 を加え、 ŧ \mathcal{O} 並 び に を ŧ Ø, に 改

め、

属

す

るも

 \bigcirc

 \mathcal{O}

下

に

並

び

に

次号に

撂

げ

る

ŧ

の

を

加

え、

同

項

第三号中

「前二号」を

前

に

改 め、 同 号 を 同 項 第 匹 号とし 同 項 中 第二号を第三号とし、 第 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 号を 加 え る。

第 + 条 第 項 第 号 か 5 第 五. 号 ま でに 掲 げ る 事 務 で あ 0 て、 玉 家 安 全 保 障 に 関 す る 重 要 事 項 \mathcal{O} う

ち、 重 要 施 設 周 辺 及 び 国 境 離 島 等 に お け る 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 状 況 \mathcal{O} 調 査 及 び 利 用 \mathcal{O} 規 制 等 に 関 す る 法 律

阻 害 す る土 地 等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 防 止 に 関 す る政 策に関す う る 基本方式 針 に . 関 する ŧ \mathcal{O}

內 閣 府 設 置 法 \mathcal{O} __ 部 改 正

令

和三

年

法

律

第

号)

第三

一条第

項

に

規

定

す

る

重

要

施

設

 \mathcal{O}

施

設

機

能

及

び

玉

境

離

島

等

 \mathcal{O}

離

島 機

能

を

第四 条 内 閣 府 設 置 法 伞 成 + 年 法 律 第 八十 九 号) \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} ように改 正 する。

第 匹 条 第 項 に 次 \mathcal{O} 号を 加 え る。

三十一 重要施 設周 辺及び 玉 境 離 島等にお ける土 地 等 \mathcal{O} 利用 状況 \mathcal{O} 調 査 及び 利 用 \mathcal{O} 規制 等に関する法 律

(令和三年法律第

号);; 第三条第一 項に規定す る重要施 設 \mathcal{O} 施設機能 及 び 国 境 離 島 等 \mathcal{O} 離

島機

能

を阻害する土 地等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 防 止 を図 る ため \mathcal{O} 基 本的な政策に関す うる事 項

第四条第三項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七 法 律 に \mathcal{O} 規定す 七 重 る 要 施 重 要 設 施 周 設 辺 及 \mathcal{O} び 施 設 玉 境 機 離 能 及 島 等 び 玉 に 境 お 離 け る土 島 等 地 \mathcal{O} 等 離 島 0 利 機 能 用 状 を 阻害す 況 \mathcal{O} 調 る土 査 及 び利 地 等 用 \mathcal{O} 利 \mathcal{O} 用 規 制等 \mathcal{O} 防 12 止 に 関 する 関 す

ること。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

土地等利用状況審議会

重要施 設 周 辺 及び 国境 離 島等における土地等の 利 用 状況 \mathcal{O} 調 査 及び利 用 \mathcal{O}

規制等に関する法律

土地

等

が

重

要

施

設

又

は

玉

境

離

島

等

 \mathcal{O}

機

能

を

阻

害す

る

行

為

 \mathcal{O}

用

に

供

さ

れ

ることを防

止

す

Ź

た

め、

基

本

方

針

 \mathcal{O}

策

我 が 玉 を 取 り 巻 < 安全 保障 ·環 境 \mathcal{O} 変化を踏 まえ、 重 要 施 設 \mathcal{O} 周 辺 \mathcal{O} 区 域 內 及 び 玉 境 離 島 等 \mathcal{O} X 域 內 に あ る

定、 注 視 区 域 及 び 特 別 注 視 区 域 \mathcal{O} 指 定、 注 視 区 域 内 に あ る 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 状 況 \bigcirc 調 査 当 該 土 地 等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 規

制 特 別 注 視 X 域 内 に あ る 土 地 等 に 係る契 約 \mathcal{O} 届 出 等 \mathcal{O} 措 置 に 0 1 て 定 \otimes る 必 要が あ る。 これ が \mathcal{O} 法 律

案を提出する理由である。

〇内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号)	○内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄)
	() ()
抄 (三則第三条
、附則第四名	関係)
四条関係)	
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	·
•	•
•	•
•	•
•	•
	•
•	
	•
3	• • 1

(傍線
0
部
分
は
改
正
部
分
_

四 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提			三(略)	関する基本方針に関するもの	国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する政策に	年法律第号)第三条第一項に規定する重要施設の施設機能及び	ける土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三	安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等にお	二 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務であって、国家	及び内閣情報官の所掌に属するもの並びに次号に掲げるものを除く。	に関する重要事項に関するもの(危機管理に関するもの、内閣広報官	う。) に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策	安全保障(次号及び第二十二条第三項において「国家安全保障」とい	一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の	2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。	第十七条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。	改正案
三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提	議の事務	の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会	二 国家安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)第十二条						(新設)	内閣情報官の所掌に属するものを除く。)	重要事項に関するもの(危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び	関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する	安全保障(第二十二条第三項において「国家安全保障」という。)に	一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の	2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。	第十七条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。	現行

3~7 (略)	報を総合して整理する事務	供された資料又は情報その他の前三号に掲げる事務に係る資料又は情
3~7 (略)	報を総合して整理する事務	供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情

$\overline{}$
傍始
線
部
分
は
改
正
部
分
· /

2 (略) 3 (を) 3 (を) 4 (を)

土地等利用状況審議会	(略)	(略)		(略)		(略))の定めるところによる。	とし、それぞれ同表の下欄	置かれる審議会等で本府に置かれるものは、	3 第一項に定めるもののほ					2 (略)	第三十七条 (略)	(設置)	第三款 審議会等	二十八~六十二(略)
等の利用状況の調査及び利用の規制等に関重要施設周辺及び国境離島等における土地	(略)	(略)		(略)		(略)		それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。	置かれるものは、次の表の上欄に掲げるもの	第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に									
(新設)	子ども・子育て会議	食品安全委員会	議会	日本医療研究開発機構審	委員会	民間資金等活用事業推進)の定めるところによる。	とし、それぞれ同表の下欄	置かれる審議会等で本府に	3 第一項に定めるもののほ	「審議会等」という。)を	ことが適当な事務をつかさ	調査審議、不服審査その他	務の範囲内で、法律又は政	2 前項に定めるもののほか	第三十七条 本府に、宇宙政	(設置)	第三款 審議会等	二十八~六十二(略)
(新設)	子ども・子育て支援法	食品安全基本法	(平成二十六年法律第四十九号)	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法	等の促進に関する法律	民間資金等の活用による公共施設等の整備		とし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。	置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるもの	第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に)を置くことができる。	ことが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関(次項において	不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理する	法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する	前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事	宇宙政策委員会を置く。			

消費者庁及び消費者委員会設置法	消費者委員会	(略)	(略)
国家公務員退職手当法	退職手当審査会	(略)	(略)
国家公務員法	再就職等監視委員会	(略)	(略)
関する法律(平成十八年法律第四十九号)			
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に	公益認定等委員会	(略)	(略)
国会等の移転に関する法律	国会等移転審議会	(略)	(略)
六年法律第三号)	議会		
衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成	衆議院議員選挙区画定審	(略)	(略)
第百十九号)			
選挙制度審議会設置法(昭和三十六年法律	選挙制度審議会	(略)	(略)
第三百十号)			
地方制度調査会設置法(昭和二十七年法律	地方制度調査会	(略)	(略)
和三十年法律第百八十八号)			
原子力基本法及び原子力委員会設置法(昭	原子力委員会	(略)	(略)
障害者基本法	障害者政策委員会	(略)	(略)
公文書等の管理に関する法律	公文書管理委員会	(略)	(略)
に係る資金の活用に関する法律			
民間公益活動を促進するための休眠預金等	休眠預金等活用審議会	(略)	(略)
		する法律	

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案参照条文 目次

\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc
内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第三十三号)	領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

〇領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)(抄)

(領海の範囲)

- 第一条 いては、中間線 我が国の領海は、 (我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線)とする。)までの海域とする。 基線からその外側十二海里の線 (その線が基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分につ
- 2 国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線とする。 前項の中間線は、 いずれの点をとつても、 基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合つている外国の海岸に係るその外

(基線)

- 第二条 基線は、低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線とする。ただし、内水である瀬戸内海については、 域との境界として政令で定める線を基線とする。 他の海
- 2 前項の直線基線は、海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」という。)第七条に定めるところに従い、政令で定める。
- 3 る。 前項に定めるもののほか、 第一項に規定する線を基線として用いる場合の基準その他基線を定めるに当たつて必要な事項は、 政令で定め

〇有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第三十三号) (抄)

(定義)

- 第二条 この法律において「有人国境離島地域」とは、次に掲げる地域をいう。
- 成される地域 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域 [線基線の基点を含む。 (昭和五十二年法律第三十号) 第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線 次号において「領海基線」という。)を有する離島があるものに限る。 (同法第二条第一項に規定する基線をいい、 (当該離島のうちに領海及び接続水域に関する法)内の現に日本国民が居住する離島で構 同項の
- 前号に定めるもののほか、 領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの 地域
- 2 (略)

〇排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)(抄)

(排他的経済水域)

- 第一条 沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する水域として、排他的経済水域を設ける。 我が国が海洋法に関する国際連合条約 (以下「国連海洋法条約」という。) に定めるところにより国連海洋法条約第五部に規定する
- 2 その線)とする。)までの海域(領海を除く。)並びにその海底及びその下とする。 同じ。)を超えているときは、その超えている部分については、 海岸と向かい合っている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等 海里である線 前項の排他的経済水域 二十号) 第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ。)から、 (その線が我が国の基線から測定して中間線 (いずれの点をとっても、 (以下単に 「排他的経済水域」という。)は、 中間線 いずれの点をとっても我が国の基線上の最も近い点からの距 我が国の基線 (我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは 我が国の基線上の最も近い点からの距離と、 (領海及び接続水域に関する法律 しい線をいう。 (昭 和五十二年 一離が二百 我が国の 法

(大陸棚)

第二条 我が国が国連海洋法条約に定めるところにより沿岸国の主権的権利その他 次に掲げる海域の海底及びその下とする。 の権利を行使する大陸棚 (以下単に 「大陸棚」という。)

- きは、その線及びこれと接続して引かれる政令で定める線)とする。)までの海域 定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、 我が国の基線から、 いずれの点をとっても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線 中間線 (我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があると (領海を除く。) (その線が我が国 \mathcal{O} 基線から 測
- 前号の海域(いずれの点をとっても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線によってその限界が画される部分に限)の外側に接する海域であって、 国連海洋法条約第七十六条に定めるところに従い、 政令で定めるもの

〇土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(抄)

(前三条による損失の補償の裁決手続)

第九十四条 (略)

- 2 項の規定による協議が成立しないときは、 起業者又は損失を受けた者は、 収用委員会の裁決を申請することができる。
- 3 に提出しなければならない。 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会
- 裁決申請者の氏名及び住所

相手方の氏名及び住所

三 事業の種類

四 損失の事実

五 損失の補償の見積及びその内訳

六 協議の経過

第三項」と、 るものとする。 第十九条の規定は、 「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、 前項の規定による裁決申請書の欠陥の補正について準用する。 「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは この場合におい て、 「前条」 「収用委員会」 とあるの は 「第九 と読み替え 十四四

5 する場合を除くの外、 収用委員会は、 審理を開始しなければならな 第三項の規定による裁決申請書を受理したときは、 第三項の規定による裁決申請者及び裁決申請書に記載されている相手方にあらかじめ審理の期日及び場所を通知した 前項において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却 下

6 決申請 げるすべての事項」とあるのは 場合において、 四条第八項の規定による裁決」と、 び 地 あるのは くは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第六十五条の二第一項、 第九十四条第三項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は第二項」と、 関係人の全員」とあるのは 第五十条及び第五章第二節(第六十三条第一項を除く。)の規定は、 所有者及び関係人」とあり、 書の添付書類により、 「裁決申請者又はその相手方(これらの者のうち起業者である者を除く。)」と読み替えるものとする。 第五十条、 第六十一条第一項、 若しくは第四十三条第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は第 「裁決申請者及びその相手方」と、同条第二項及び第三項中「第四十八条第一項各号又は前条第一項各号に掲 及び第五十条第二項中「収用し、又は使用しようとする土地の全部又は一 「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同条第五項中「権利取得裁決又は明渡裁決」とあるのは 第六十三条第三項中「前二項」とあるのは 第六十三条第二項から第五項まで、 収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。 「前項」と、 第六十四条第二項及び第六十六条第三項中 第六十五条第一 第二項及び第七項中「土地所有者又は関係人」と 同条第四項中 項第 部について起業者と土地所有者及 「第四十条第一 号中「起業者、 項若しくは第二項」とあるの 項の規定による裁 土地所有者若し 「起業者、 「第九十

収用委員会は、 第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、 裁決をもつて申請を却下しなけれ ばならない。

8 てた範囲をこえて裁決してはならない。 収用委員会は、 この場合において、 一項の規定による意見書若しくは第六項において準用する第六十五条第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつて申し立 前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、 収用委員会は、 損失の補償については、 裁決申請者及びその相手方が裁決申請書又は第六項において準 損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならな

9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、 損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴えを提起しなければならない。 第百三十三条第二項の規定にかかわらず、 裁決書の正本の送達を受けた日から六十日以

- 10 法律第四号)第二十二条第五号に掲げる債務名義とみなす。 前項の規定による訴えの提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、 強制執行に関しては、 民事執行法 (昭和五十四年
- 11 送達も、 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、収用委員会の会長が行う。 同様とする。 民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の
- 12 前項の規定による執行文付与に関する異議についての裁判は、 収用委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

〇民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)(抄)

(調停の成立・効力)

第十六条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、 の効力を有する。 調停が成立したものとし、 その記載は、 裁判上の和解と同

〇内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄)

第十七条 (略)

- 1 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの 及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。) 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障 (第二十二条第三項において「国家安全保障」という。 (危機管理に関するもの並びに内閣広報官
- 会議の事務 国家安全保障会議設置法 (昭和六十一年法律第七十一号) 第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障
- 情報を総合して整理する事務 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前に 一号に掲げる事務に係る資料又は

3~7 (略)

〇内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

(所掌事務)

第四条 総合調整に関する事務 内閣府は、 前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに (内閣官房が行う内閣法 (昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。

- 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項短期及び中長期の経済の運営に関する事項
- 三 経済に関する重要な政策 のを除く。 (経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。)に関する事項 (次号から第十一号までに掲げる
- 兀 体的な推進を図るための基本的な政 中心市街地の活性化 (中心市街地の活性化に関する法律 策に関する事項 (平成十年法律第九十二号) 第一条に規定するものをいう。)
- 五. る機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項 都市の再生(都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) 第一条に規定するものをいう。)及びこれと併せた都市の
- 六 知的財産 (知的財産基本法 (平成十四年法律第百二十二号) 第二条第 一項に規定するものをいう。) 0) 創造、 保護及び活用 0 推進 を図
- るための基本的な政策に関する事項
- 七 構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項 構造改革特別区域 (構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第二条第一項に規定するものをいう。)における経済社会の
- 八 な政策に関する事項 地域再生 (地域再生法 (平成十七年法律第二十四号) 第一条に規定するものをいう。) の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的
- 九 いう。)における広域行政 道州制特別区域(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律 (同条第二項に規定するものをいう。) の推進を図るための基本的な政策に関する事項 (平成十八年法律第百十六号) 項に規定するもの
- じ。 総合特別区域)における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項 (総合特別区域法 (平成二十三年法律第八十一号) 第二条第一項に規定するものをいう。 第三項第三号の六におい
- いて同じ。)における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事 国家戦略特別区域 (国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第百七号) 第二条第 一項に規定するものをいう。 に
- 十二 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、 住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするため 地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、 の改革を推進するための基本的な政策に関する事 地
- 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

0 十三号) 総合的な整備に関する事項 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出 第二条第五項に規定するものをいう。 第三項第七号の三及び第二十六条第一項第四号において同じ。 (科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律)の促進を図るための (平成二十年法律 第六

十七 宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事

する事項 災害予防、 災害応急対策、 災害復旧及び災害からの復興(第三項第八号を除き、 以下「防災」という。)に関する基本的な政策に関

十九 前号に掲げるもののほか、 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する

二十 男女共同参画社会の形成 U U の促進を図るための基本的な政策に関する事項 (男女共同参画社会基本法 (平成十一年法律第七十八号) 第二条第一号に規定するものをいう。 以下同

<u>-</u> + 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項 項

二十四四 一十三 北方地域(政令で定める地域をいう。 前号に掲げるもののほか、 沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他 以下同じ。)に関する諸問題への対処に関する事項 の沖縄に関する諸問題 の対処に関する事

青少年の健全な育成に関する事項

二 十 二

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事 項

費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項 消費者基本法 (昭和四十三年法律第七十八号)第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並び に消

二十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

る内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、 前項に定めるもののほか、 行政各部の 施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。 内閣府は、 前条第一項の任務を達成するため、 当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基 内閣総理大臣を長とし、 前項に規定する事務を主たる事務とす

- 3 前 一項に定めるもの ほ か、 内閣府は、 前条第二項の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 内外の経済動向の分析に関すること。
- 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること (他省の所掌に属するものを除く。)。
- 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。
- 施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成十一年法律第百十七号) 第四条第一 項に規定する特定事業 0 実
- 三 の 二 構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。
- 給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。 配分計画に関することに限る。)、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補 |項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、 当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政 同法第十三条第一項の交付金に関すること (同 E 法第五
- 三の四 に関すること。 第四条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、同法第五条第一項に規定する計画の認定に関すること及び同法第十一条の交付金 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律 (平成三十年法律第三十七
- 三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。
- 行政 補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、 特別区域計画の認定に関すること、 活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係 定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域 、機関の事務の調整に関すること。 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、 同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利 同法第十二条第一 項に規定する国際戦 同法第三十五条第一 項に規 略
- 三の七 三項に規定する指針及び同法第十六条の五第三項に規定する指針の作成に関すること、 指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦 |際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、 同法第二十八条第 略特別区域における産業の国 項に規定する指定金融機関の 同法第十六 際競争力の強化及び 条の 兀
- 兀 場開放問題及び 政 府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の 事務の調整に関すること。

- 五. 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究 (大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。
- 六

 国民経済計算に関すること。

に関すること

- 六の二 に関すること。 第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の 連絡調
- 七 科学技術基本計画 (科学技術基本法 (平成七年法律第百三十号)第九条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関するこ
- 七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法 (平成二十八年法律第四十三号) 第三条第一項に規定する
- 七の三 七の四 三項に規定するものをいう。)に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。 匿名加工医療情報 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。 (医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律 (平成二十九年法律第二十八号) 第二条第
- 七の五 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 七の六 宇宙開発利用の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。
- 七の七 もの 及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等(人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。)で政令で定める
- 七の八 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること (他省の所掌に属するものを除く。)。
- 七の九 防災に関する施策の推進に関すること。
- 防災に関する組織 (災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 第二章に規定するものをいう。) の設置及び運営並びに防災
- 計画 (同法第二条第七号に規定するものをいう。) に関すること。
- 第七十五条第一項に規定するものをいう。)の救援に関すること。 被災者の応急救助及び避難住民等(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第百十二号)
- 九 をいう。)及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。 甚 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律じん (昭和三十七年法律第百五十号) 第二条第一項に規定するもの

- 項に規定するものをいう。)及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。 特定非常災害(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (平成八年法律第八十五号)
- 十一 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法 (平成十年法律第六十六号) 第三条第一項に規定するものをいう。) の支給に関する
- 十二 台風常襲地帯 をいう。)及び災害防除事業 (台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法 (同法第二条第一項に規定するものをいう。) の指定に関すること。 (昭和三十三年法律第七十二号) 第三条第一項に規定するも
- 十三 活動火山対策特別措置法 同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。 針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、 (昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的 同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び な指
- 十四四 大規模地震対策特別措置法 (昭和五十三年法律第七十三号) に基づく地震防災対策に関すること。
- 十四の二 原子力災害対策特別措置法 \mathcal{O} 保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。)に対する対策に関すること。 (平成十一年法律第百五十六号) 第二条第一号に規定する原子力災害 (武力攻撃事態等における国
- 十四の二の二 原子力基本法 (昭和三十年法律第百八十六号)第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関するこ
- 十四の二の三 設置及び運営に関すること。 る事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、 同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関
- 十四の三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十四年法律第九十二号) に基づく地震防災対策に関するこ
- 十四四 防災対策に関すること。 の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十六年法律第二十七号) に基づく 地
- の四の二 首都直下地震対策特別措置法 (平成二十五年法律第八十八号)に基づく地震防災対策に関すること。
- 復興整備計画の推進に関すること、 法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、 東日本大震災復興特別区域法 同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、 (平成二十三年法律第百二十二号)第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、 同法第四十六条第一 同法第七十八条第三項に規定す 項に規定する 同

備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、 同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整

- 十 五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。
- 男女共同参画基本計画 (男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。
- 十七 に関すること。 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施
- う。)の作成及び推進に関すること。 沖縄 (沖縄県の区域をいう。以下同じ。) における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画 (以 下 「振興開発計
- 十九 関の経費(政令で定めるものを除く。)の配分計画に関すること(文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行 政 機
- <u>二</u> 十 前二号に掲げるもののほか、 沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること (他省の所掌に属するもの を除
- 二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。
- 一十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法 (昭和五十二年法律第四十
- 号) の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。
- 二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関すること。
- 進に関すること。 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務 (外務省の所掌に属するものを除く。) 0 推
- 二十五 の作成に関すること。 本土 (北方地域以外の地域をいう。 以下同じ。)と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書
- 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、 あっせん及び処理に関すること。
- 一十六の二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。 (平成二十年法律第七十九号) 第八条第 項
- 一十六の三 及び推進に関すること。 子ども・若者育成支援推進法 (平成二十一年法律第七十一号) 第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱 0 作成

施の推進に関すること 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の 実

食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第十一条第一項に規定する食品健康影響評価に関すること

う。)の作成及び推進に関すること。 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基本法 (平成十五年法律第百三十三号) 第七条に規定するものをい

二十七の四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育 している者に必要な支援に関すること(同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関することを除く。)。

一十七の五 定するものをいう。)に関する制度に関すること。 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

二十七の六 大学等における修学の支援(大学等における修学の支援に関する法律 う。)に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 (令和元年法律第八号) 第三条に規定するものをい

栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関すること。

二十九 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

三十 内閣総理大臣の行う表彰に関すること。

三十一 国民の祝日に関すること。

三十二 元号その他の公式制度に関すること。

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること (他省の所掌に属するものを除く。)。

十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

に属するものを除く。)。 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること (消費者庁の 所掌

十六 市民活動の促進に関すること。

二十六の二 休眠預金等 (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 第六項に規定するものをいう。)に係る資金の活用に関すること(金融庁の所掌に属するものを除く。)。 (平成二十八年法律第百 一号)第二条

三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

二十八 政府の重要な施策に関する広報に関すること。

一十九 世論の調査に関すること。

三十九の二 する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること 公文書等(公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号) 第二条第八項に規定するものをいう。) 0) 管理に関

四十 公文書館に関する制度に関すること。

館が保管するものに限り、 前二号に掲げるもののほか、 現用のものを除く。)の保存及び利用に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。 公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等 (国又は独立行政法人国立公文書

四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項 に規

四十二 削除

四十三 高齢社会対策の大綱 (高齢社会対策基本法 (平成七年法律第百二十九号) 第六条に規定するものをいう。) の作成及び推進に関す

四十四 障害者基本計画 (障害者基本法 (昭和四 十五年法律第八十四号) 第十一条第一項に規定するものをいう。) の策定及び 推進に 関

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成二十五年法律

進に関すること(国土交通省の所掌に属するものを除く。)。 交通安全基本計画(交通安全対策基本法 (昭和四十五年法律第百十号) 第二十二条第一項に規定するものをいう。) の作成及び推

四十六 子どもの貧困対策に関する大綱 (子どもの貧困対策の推進に関する法律 ものをいう。)の作成及び推進に関すること。 (平成二十五年法律第六十四号) 第八条第一 項に規定する

四十七 原子力の研究、 開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること (安全の確保のうちその実施に関するもの を除

四十八 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

]十九 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。

関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。 国会等 (国会等の移転に関する法律 (平成四年法律第百九号) 第一条に規定するものをいう。 の移転先の候補地の選定及びこれに

五十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十二 をいう。)及び物資協力 国際平和協力業務 (同条第六号に規定するものをいう。) に関すること (国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (他省の所掌に属するものを除く。 (平成四年法律第七十九号) 第三条第五号に規定するもの

五十三 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

五十四 十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (平成十四年法律第百四十三号) (他省の所掌に属するものを除く。) 第二条、 第四条から第六条まで、 第

五十四の二 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

五十四の三 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第十八条の七第二項及び第百六条の五第二項に規定する事務

五十四の四 国家公務員退職手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号)第十八条第二項に規定する事務

五十四の五 に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (平成三十一年法律第十六号) 第十条第 項

五十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十七 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第二条に規定する事務

五十八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

五十九 警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号)第五条第四項及び第五項に規定する事務

五十九の二 個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第六十一条に規定する事務

五十九の三 特定複合観光施設区域整備法 (平成三十年法律第八十号) 第二百十五条に規定する事務

- 十 金融庁設置法 (平成十年法律第百三十号) 第四条第一項に規定する事務

消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成二十一年法律第四十八号) 第四条第一項及び第六条第二項に規定する事務

前各号に掲げるもの のほか、 法律 (法律に基づく命令を含む。) に基づき内閣府に属させられた事務

(設置)

第三十七条 (略)

3 2

第一項に定めるもののほ それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。 か、 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置か)の定めるところによる。 れるものは、 次の表の上

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
日本医療研究開発機構審議会	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)
食品安全委員会	食品安全基本法
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法
休眠預金等活用審議会	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
公文書管理委員会	公文書等の管理に関する法律
障害者政策委員会	障害者基本法
原子力委員会	原子力基本法及び原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)
地方制度調査会	地方制度調査会設置法(昭和二十七年法律第三百十号)
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法(昭和三十六年法律第百十九号)
衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)
再就職等監視委員会	国家公務員法
退職手当審査会	国家公務員退職手当法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する 法律案についての質問様式

府省庁名	〇〇省	担当者名	△△局□□課XX
問番号	(例)	TEL(直通)	XX-XXXX-XXXX
対象条項	第○条第△項	E-Mail	XXX@XXX. go. jp
質問の内容			•
内閣官房回答欄			
府省庁名		担当者名	
問番号		TEL(直通)	
対象条項		E-Mail	
質問の内容			
中 明ウラロ佐場	8		
内閣官房回答欄	ij		

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する 法律案についての意見様式

府省庁名	〇〇省	担当者名	△△局□□課XX
問番号	(例)	TEL(直通)	XX-XXXX-XXXX
対象条項	第○条第△項	E-Mail	XXX@XXX. go. jp
意見の内容			
	A		
内阁官房凹合欄			
内閣官房回答欄			

府省庁名		担当者名	
問番号		TEL(直通)	
対象条項		E-Mail	
意見の内容			
	_		
内閣官房回答欄			
L			